

新県立中央図書館業務システム基本構想策定業務委託
仕様書

令和3年4月

静岡県教育委員会社会教育課

1 概要

(1) 委託業務の名称

新県立中央図書館業務システム基本構想策定業務（以下、「本業務」という。）

(2) 調達の目的

本業務は、新県立中央図書館における利用者の利便性向上、システムを含む図書館サービスのあり方や、DX（デジタルトランスフォーメーション）を踏まえ、それを実現する情報通信ネットワーク及び情報システムについての計画の策定とそれに必要な調査・分析等を実施するものである。

2 契約期間

契約日から令和4年3月31日まで

3 業務内容

(1) 基本構想案の作成

- ・新県立中央図書館業務システムのコンセプト
- ・最新技術の動向
- ・新県立中央図書館でのニーズ
- ・情報通信ネットワーク及び情報システムの現状と課題
- ・上記課題への対応方法、ニーズへの対応方法（各複数）
- ・新県立中央図書館が目指す業務システムの理想のかたち（まとめ）
- ・導入スケジュール（全体）

(2) 基本設計から新図書館システムの運用までにかかる必要経費試算の作成

- ・基本設計
- ・詳細設計
- ・システム開発
- ・機器リース
- ・その他必要となる経費

(3) 新県立中央図書館業務システム整備計画案の作成

- ・設計から完成までの新県立中央図書館業務システム整備計画を立案すること。
- ・現在使用しているネットワーク及び情報システムの更新についても計画すること。
- ・資料のデジタル化やICタグの購入・貼付などシステム整備に関連する事業の計画も立案すること。

(4) 建築設計に係る意見書の作成

基本構想案の実現のため建築設計の公募時や設計中において考慮すべき事項を意見としてまとめること。

(5) 上記(1)から(4)に必要な調査・分析

- ・最新事例・最新技術の調査、新県立中央図書館での利用の可能性について調査・分析を行うこと。
- ・県立中央図書館の現状に対する課題、ニーズの調査・分析を、県担当者へのヒリング等により行うこと。
- ・他の公共図書館との比較等により、潜在的な課題についても抽出すること。
- ・参考とする県立図書館（例）（高知、沖縄、長崎、石川、岡山）

(6) 方針の検討等

(5) の結果について、難易度の高さ、必要経費等の評価を行い、優先順位や方針の決定を行うこと。

(7) 有識者会議との関わり

- ・新県立中央図書館DX検討に関する有識者会議（仮称）への情報提供及び意見反映を行うこと。
- ・有識者会議への参加（年間4回程度）

4 納入に関する条件

(1) 納入物件一覧

納入物	数量	納期	備考
業務実施体制図	3	契約後速やかに	印刷物と word 等編集可能な電子データを提出すること
建築設計に係る意見		6月を目途とする	
各種調査報告書等		委託者が提出を求めた時	
新県立中央図書館業務システム基本構想骨子案		11月末を目途とする	
新県立中央図書館業務システム基本構想案		業務完了時	
必要経費試算			
新県立中央図書館業務システム整備計画案			
打ち合せ記録簿			
業務完了報告書			

(2) 納入要件

ア 業務実施体制図

様式は任意とし、契約後速やかに委託者に提出し承認を受けること。業務実施体制図には、担当責任者及び主任者となる担当者を明記すること。これらの記載内容に変更が生じた場合は、その都度修正し委託者に提出して承認を受けること。

イ 新県立中央図書館業務システム基本構想骨子案

様式は任意とし、以下「ウ 基本構想案」で示した要素の概要を記載すること。

なお、基本構想骨子案の納期は委託者が指定した日とする。

ウ 新県立中央図書館業務システム基本構想案

A4縦長横書き両面とし（図面等は除く）日本語で表記すること。

内容としては、以下のような構成・内容とするが、その他必要となる事項があれば県と協議して定める。

エ 必要経費試算

様式は任意とし、構想骨子案・構想案を実現するための必要経費を試算し、消費税がわかる状態で試算すること。積算内訳書も添付すること。

オ 新県立中央図書館業務システム整備計画案

様式は任意とし、新県立中央図書館業務システム基本構想骨子案・新県立中央

図書館業務システム基本構想案を実現するためのハードウェア・ソフトウェアの調達、システム開発、ネットワーク構築等について、要素ごとに整備スケジュールを記載すること。

カ 建築設計に係る意見

様式は任意とし、新県立中央図書館業務システム基本構想骨子案・新県立中央図書館業務システム基本構想案を実現するために建築設計時に考慮すべき事項とその理由について一覧表形式で記載すること。

キ 業務完了報告書

業務完了までに納入した全ての物件一覧・納入した日、全ての調査を行った日・その結果の概要等をまとめた業務完了報告書を提出すること。

5 その他条件

- (1) 受託者は県が同意する場合を除き再委託してはならない。再委託する場合は、あらかじめ再委託する理由等を記載した書面を提出して県の同意を得なければならない。
- (2) 再委託が承諾された場合、受託者が負担する義務と同等の義務を当該再委託先に負わせるものとする。
- (3) 受託者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本件業務の一切を漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書等に記載されているすべての作業等については、すべて受託者が負担する。
- (5) 新県立中央図書館業務システム基本構想骨子案、新県立中央図書館業務システム基本構想案、新県立中央図書館業務システム整備計画案の著作権は、県に帰属するものとする。